

參考資料

貸借対照表
(平成29年3月31日)

【地方独立行政法人下関市立市民病院】

(単位:円)

科 目	金 額		
資産の部			
I 固定資産			
1 有形固定資産			
土地		983,990,000	
建物	5,901,339,596		
建物減価償却累計額	▲ 1,398,456,508	4,502,883,088	
構築物	295,170,377		
構築物減価償却累計額	▲ 68,091,870	227,078,507	
器械備品	2,631,102,658		
器械備品減価償却累計額	▲ 1,766,706,649	864,396,009	
器械備品(リース)	44,218,958		
器械備品(リース)減価償却累計額	▲ 42,752,287	1,466,671	
車両	3,431,120		
車両減価償却累計額	▲ 3,431,118	2	
建設仮勘定		73,259,000	
有形固定資産合計		6,653,073,277	
2 無形固定資産			
ソフトウェア		4,860	
電話加入権		3,076,000	
無形固定資産合計		3,080,860	
3 投資その他の資産			
長期貸付金		53,292,000	
その他投資資産		617,000	
投資その他の資産合計		53,909,000	
固定資産合計			6,710,063,137
II 流動資産			
現金及び預金		303,970,949	
医業未収金	1,520,038,009		
貸倒引当金	▲ 26,763,000	1,493,275,009	
未収入金		268,864,950	
医薬品		51,918,808	
診療材料		15,690,044	
その他流動資産		101,250	
流動資産合計			2,133,821,010
資産合計			8,843,884,147

貸借対照表
(平成29年3月31日)

【地方独立行政法人下関市立市民病院】

(単位:円)

科 目	金 額		
負債の部			
I 固定負債			
資産見返負債			
資産見返物品受贈額	182,321,105		
資産見返寄附金等	2,087,180	184,408,285	
長期借入金		2,680,432,645	
移行前地方債償還債務		317,235,941	
引当金			
退職給付引当金		3,052,572,185	
固定負債合計			6,234,649,056
II 流動負債			
短期借入金		300,000,000	
一年以内返済予定長期借入金		247,529,007	
一年以内返済予定移行前地方債償還債務		44,411,894	
未払金		845,571,553	
短期リース債務		1,540,000	
未払費用		46,834,029	
未払消費税等		4,356,200	
預り金		60,372,769	
引当金			
賞与引当金		238,619,140	
流動負債合計			1,789,234,592
負債合計			8,023,883,648
純資産の部			
I 資本金			
設立団体出資金		776,536,173	
資本金合計			776,536,173
II 利益剰余金			
当期末処分利益		43,464,326	
(うち当期総利益)		(129,542,314)	
利益剰余金合計			43,464,326
純資産合計			820,000,499
負債純資産合計			8,843,884,147

損益計算書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

【地方独立行政法人下関市立市民病院】

(単位:円)

科 目	金 額	
営業収益		
医業収益		
入院収益	6,043,532,407	
外来収益	2,137,064,950	
その他医業収益	168,049,200	8,348,646,557
運営費負担金収益		993,100,716
運営費交付金収益		11,369,203
補助金等収益		21,579,680
資産見返負債戻入		
資産見返寄附金戻入	56,410	
資産見返物品受贈額戻入	20,594,784	20,651,194
受託収入		3,634,336
営業収益合計		9,398,981,686
営業費用		
医業費用		
給与費	4,725,174,786	
材料費	2,300,607,224	
経費	1,230,647,807	
減価償却費	564,200,679	
研究研修費	31,731,640	8,852,362,136
一般管理費		
給与費	194,559,187	
経費	7,079,010	201,638,197
控除対象外消費税等		271,918,143
営業費用合計		9,325,918,476
営業利益		73,063,210
営業外収益		
運営費負担金収益		8,632,566
運営費交付金収益		1,285,381
寄附金収益		50,000
財務収益		
受取利息	9,749	9,749
患者外給食収益		395,558
その他営業外収益		69,179,610
営業外収益合計		79,552,864
営業外費用		
財務費用		
支払利息	16,136,246	16,136,246
患者外給食材料費		154,621
その他営業外費用		5,556,054
営業外費用合計		21,846,921
経常利益		130,769,153
臨時利益		
資産見返物品受贈額戻入		4
物品受贈益		712,320
その他臨時利益		843,438
臨時利益合計		1,555,762
臨時損失		
固定資産除却損		5
その他臨時損失		2,782,596
臨時損失合計		2,782,601
当期純利益		129,542,314
当期総利益		129,542,314

キャッシュ・フロー計算書
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

【地方独立行政法人下関市立市民病院】

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
材料の購入による支出	▲ 2,263,487,206
人件費支出	▲ 4,817,469,036
医業収入	8,172,755,471
運営費負担金・交付金収入	1,007,102,682
補助金等収入	21,400,880
その他	▲ 1,465,278,648
小計	655,024,143
利息の受取額	9,749
利息の支払額	▲ 16,136,246
業務活動によるキャッシュ・フロー	638,897,646
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	▲ 556,429,188
貸付金等の回収による収入	4,896,000
貸付けによる支出	▲ 14,240,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 565,773,188
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金による増減	300,000,000
長期借入金による収入	517,000,000
長期借入金等の返済による支出	▲ 220,397,667
移行前地方債償還債務の償還による支出	▲ 518,938,939
リース債務の返済による支出	▲ 2,310,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	75,353,394
IV 資金増減額	148,477,852
V 資金期首残高	155,493,097
VI 資金期末残高	303,970,949

地方独立行政法人下関市立市民病院に対する評価の基本方針

平成24年11月21日

地方独立行政法人下関市立市民病院評価委員会決定

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人下関市立市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）において地方独立行政法人下関市立市民病院（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。

1. 基本方針

- (1) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に行い、評価を通じて法人の継続的な質的向上に資するものとする。
- (2) 評価を通じて、法人の中期目標・中期計画の達成に向けた取組状況を市民に分かりやすく示すものとする。
- (3) 業務運営の改善及び効率化等の特色ある取組みや様々な工夫を行った場合は積極的に評価し、単に実績数値にとらわれることのないものとする。
- (4) 評価の方法については、法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととする。

2. 評価方法

- (1) 評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価（小項目・大項目）」と「全体評価（全体）」により行うこととする。
- (2) 年度評価
 - ア 年度評価は、法人の自己点検・自己評価に基づき行うこととし、中期計画及びこれに基づく年度計画に記載されている「小項目」、「大項目」及び「全体」について行う。
 - イ 年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

(3) 中期目標期間評価

ア 中期目標期間評価は、各年度評価の評価結果を踏まえつつ、中期目標に記載されている「大項目」及び「全体」について行う。

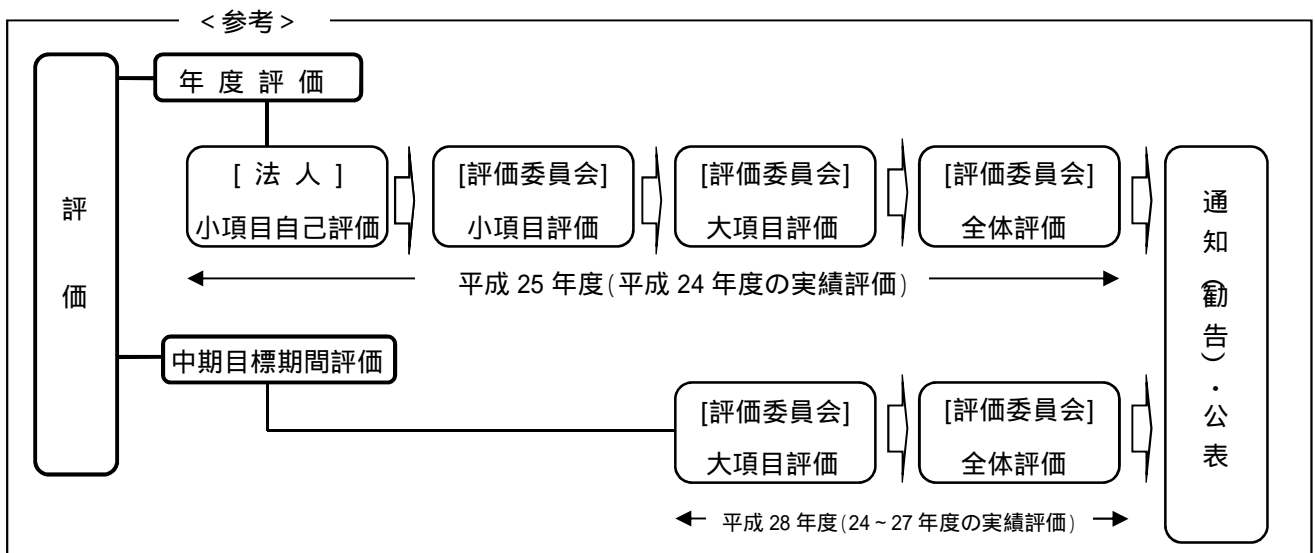
イ 中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

3. 評価結果の活用

(1) 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組むものとする。

(2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、中期目標期間の各年度の評価結果を活用するものとする。

(3) 次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。



地方独立行政法人下関市立市民病院の年度評価実施要領

平成24年11月21日

地方独立行政法人下関市立市民病院評価委員会決定

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人下関市立市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）において地方独立行政法人下関市立市民病院（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するに当たっては、「地方独立行政法人下関市立市民病院に対する評価の基本方針（平成24年11月21日決定）」を踏まえながら、以下に示した方針及び評価方法等により実施する。

1. 評価方針

- (1) 年度評価は、中期目標・中期計画の達成に向けた法人の事業の進捗状況を確認する観点から行う。
- (2) 年度評価の積み重ねが、中期目標期間終了時における法人の自主的な組織や業務全般の見直しの基礎になることに留意する。

2. 評価方法

- (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、当該年度の年度計画に掲げる「第1から第4まで」の次の項目（以下「大項目」という。）の中の記載項目（以下「小項目」という。）について、その実施状況を確認することにより、各年度における中期計画の各項目の進捗状況を確認する。ただし、年度計画に掲げる「第4 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画」の項目については、中期目標に掲げる「第4 財務内容の改善に関する事項」の進捗状況についても確認する。
 - ア 第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - イ 第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - ウ 第3 その他業務運営に関する重要事項
 - エ 第4 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画
- (3) 「全体評価」は、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画及び年度計画の進捗状況全体について総合的に評価する。

3. 項目別評価の具体的方法

(1) 項目別評価は、はじめに法人において自己評価を行い、続いて評価委員会において小項目評価を行った上で大項目評価を行う。

(2) 法人による自己評価

ア 法人は、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、次の5段階による自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。

区分	進捗の度合い	判断基準(目安)
5	年度計画を大幅に上回って実施している。	年度計画を達成し、明らかにそれを上回るレベル (達成度が120%以上)
4	年度計画を上回って実施している。	年度計画を達成したレベル (達成度が100%以上120%未満)
3	年度計画を順調に実施している。	年度計画を下回るが、支障や問題はないと考えるレベル (達成度が90%以上100%未満)
2	年度計画を十分に実施できていない。	年度計画を下回り、支障や問題があると考えられるレベル (達成度が70%以上90%未満)
1	年度計画を大幅に下回っている。	年度計画から著しく乖離したレベル 又は未着手状態 (達成度が70%未満)

イ 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由(実施状況等)を記載する。

ウ 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取組み及び法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題等を自由に記載する。

エ 業務実績報告書の様式は、別に定める。

(3) 評価委員会による小項目評価

ア 評価委員会において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、また、必要に応じて評価に必要な資料の提出を法人に求め、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に5段階で評価を行う。

イ 法人の自己評価と評価委員会による評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。

ウ その他、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点等についてコメントを付す。

(4) 評価委員会による大項目評価

評価委員会において、小項目評価の結果及び特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。

区分	達成状況
S	中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。 (評価委員会が特に認める場合)
A	中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる。 (すべての小項目が3～5)
B	中期計画の達成に向けて概ね計画どおり進んでいる。 (3～5の小項目の割合が9割以上)
C	中期計画の達成のためにはやや遅れている。 (3～5の小項目の割合が9割未満)
D	中期計画の達成のためには重大な改善事項がある。 (評価委員会が特に認める場合)

4. 全体評価の具体的方法

- (1) 評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。
- (2) 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取組み(法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など)を積極的に評価することとする。

5. 年度評価の具体的な進め方とスケジュール

- (1) 法人は、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。【6月末まで】
- (2) 評価委員会は、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行う。
また、評価委員会における審議を通じて、当該年度における業務実績に関する評価結果(案)を取りまとめる。【7～8月】
- (3) 評価委員会において評価を決定し、法人に通知するとともに市長に報告し、これを公表する。【8月下旬】

6．法人への勧告

評価委員会は、年度評価の結果、必要があると認めるときは、法人に対して、法第 28 条第 3 項の規定に基づく業務運営の改善その他の勧告をするものとする。

7．その他

本実施要領については、年度評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

用語解説（50音順）

C S推進委員会（Customer Satisfaction = 顧客満足）

病院における患者満足度向上を目指し設置された委員会

D M A T（災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team）

被災地での医療の確保を図るため、救出・救助部門と合同して活動する医療チーム

D P C（診断群分類別包括評価 Diagnosis Procedure Combination）

入院診療費の計算方法が、病気の種類と診療内容によって分類された「D P C」と呼ばれる区分に基づいて、1日あたりの定額部分と出来高による部分を組み合わせて計算する方式

G C P省令（医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 Good Clinical Practice）

製薬会社、病院、医師が治験を行う際に遵守しなければならない国が定めた規則

I V R（Interventional Radiology）

X線透視や超音波像、C Tなど画像診断装置を使用しながら、体内に細い管(カテーテルや針)を入れる治療法

M S W（医療ソーシャルワーカー Medical Social Worker）

患者等が地域や家庭において自立した生活を送ることができるよう、社会福祉の立場から、患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助し、社会復帰の促進を図る専門職

N S T（栄養サポートチーム Nutrition Support Team）

患者の症状により個々に適切な栄養管理を行うため、関連する医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師などによる栄養サポートを実施するチーム

院内カンファレンス

医師、看護師など多職種が参加して、患者に最適な治療方針などについて検討すること

インフォームド・コンセント

医師が患者に診療の目的・内容を十分に説明して、患者の納得を得て治療すること

緩和ケア

患者とその家族の肉体的・精神的苦痛を和らげ、生活の質の維持・向上を目的とする医療

機能評価係数

病院の人員配置や施設全体として有する体制などを評価する係数で、入院基本料等加算など出来高の点数を係数化したもの

機能評価係数

D P C 対象病院において、「保険診療指数」「効率性指数」「複雑性指数」「カバー率指数」「救急医療指数」「地域医療指数」「後発医薬品指数」「重症度指数」の 8 項目から算出される医療機関の機能を評価する係数

奇兵隊ネット（下関地域医療連携情報システム）

下関市の総合病院と各医療機関を専用回線で結び、患者の医療情報を共有するシステム

急性期病院

急性疾患または重症患者の治療を 24 時間体制で行なう病院

クリニカルパス

入院患者に対する治療の計画を示した日程表

研修医マッチング

医師免許を得て臨床研修を受けようとする者（研修希望者）と、臨床研修を行う病院（研修病院）の研修プログラムとの組み合わせを、お互いの希望を踏まえ決定するシステム

コーディング

診療記録に記載されている診断名について、疾病分類表を用いてコードを付与する作業

コ・メディカル

医師や歯科医師の指示の下に業務を行う医療従事者

在宅医療提供体制構築事業

地域における在宅医療に取り組む医療機関の拡大、提供体制の構築を図るため、地域の病院等が主体となり、かかりつけ医等が行う訪問診療・往診の促進・支援を行う事業

褥瘡（じょくそう）

臨床的には、患者が長期にわたり同じ体勢で寝たきり等になった場合、体と支持面（多くはベッド）との接触局所で血行が不全となって、周辺組織に壊死を起こすもの

床ずれ（とこずれ）とも呼ばれる。

新専門医制度

医学部卒業後2年間の初期臨床研修を終了後の医師に対して、さらに専門医としての研鑽を高める場合に、新たに3年以上の研修を課す制度

ストーマ

消化管や尿路の疾患などにより、腹部に便又は尿を排泄するために増設された人工肛門や人工膀胱などの排泄口

セカンドオピニオン

現在の主治医の診断、治療、説明に納得できなかった場合に、他の医師の意見を聞き参考にする事

第二種感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(いわゆる感染症法)による公費負担患者(二類感染症患者)の入院医療を担当する医療機関

地域医療構想

地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、二次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するために、都道府県が策定する地域医療のビジョン

地域医療支援病院

一次医療を担う「かかりつけ医」を支援し、専門外来や入院、救急医療など地域医療の中核を担う体制を備えている病院として各都道府県知事から承認を受けている病院

地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で最期まで暮らせるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される社会システム

地域連携クリニカルパス

急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いるもの

治 験

厚生労働省から治療薬として承認を受けるために行う臨床試験

電子カルテシステム

病院で医師が記録する診療録(カルテ)を、コンピュータを用いて電子的に記録・保存するシステム

7対1看護体制

入院患者7名につき看護師1名を配置する体制

診療報酬制度上の入院基本料は看護体制が手厚いほど多くなる。

認定看護管理者

日本看護協会が策定した資格認定制度であり、管理者として優れた資質を持ち、創造的に組織を発展させることができる能力を有すると認められた看護師

認定看護師

日本看護協会が策定した資格認定制度であり、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護が実践できる看護師

病院機能評価

病院が組織的に医療を提供するための基本的な活動(機能)が、適切に実施されているかどうかを評価する仕組み

服薬指導

薬剤師が患者に対して処方薬の薬効と服薬方法、服薬の意義について説明すること

プロパー職員

市から派遣された職員ではなく、法人により採用された正規職員

ベンチマーク

関係データを集め、他と比較することで、どの位置にいるのかを客観的に把握する分析方法

ポリグラフ

呼吸・脈拍・血圧などを、電氣的または物理的なシグナルとして同時に計測・記録する装置

無期転換ルール

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換できるルール